

小学校給食における給食実施回数増と給食費の増額について

1 令和2年度給食実施回数と給食費について

(1) 給食実施回数

187回（令和元年度比4回増）

(2) 変更理由

令和2年度から、小学校3、4年生の外国語活動の導入と小学校5、6年生の外国語の教科化が予定されており、給食実施回数を増加することで外国語教育の本格実施に伴う授業数増に対応するため。

(3) 給食費

現在の1食あたりの基準単価270円から、次のとおり年額及び月割額を定めるものとします。

令和元年度給食費

給食実施回数	年額		月割額	
	牛乳代含む	牛乳停止の場合	牛乳代含む	牛乳停止の場合
183回	49,500円	40,700円	4,500円	3,700円



令和2年度給食費

給食実施回数	年額		月割額	
	牛乳代含む	牛乳停止の場合	牛乳代含む	牛乳停止の場合
187回	50,600円	41,800円	4,600円	3,800円

【算定根拠】

牛乳代含む場合

年額		基準単価		実施回数		実施月数		月割額		実施月数
50,600円	=	270円	×	187	÷	11	≒	4,600円	×	11

牛乳停止の場合

年額		基準単価		実施回数		実施月数		月割額		実施月数
41,800円	=	218円	×	187	÷	11	≒	3,800円	×	11

※月割額の100円未満の金額は切り上げています。

2 消費税率の変更に伴う給食費の改定について

令和元年10月に消費税率が8%から10%へ引き上げられました。

給食物資については、料理酒やみりん等の一部酒類を除き、軽減税率の対象となるため、消費税率は据え置きとなっています。したがって、今回の消費税率の変更に伴う給食費の改定は行いません。

しかし、燃料費や飼料費等の食材原価に係る諸経費等については、消費税率が10%となっていることから、食材費の価格にも影響が出るものと考えられます。今後、消費税の引き上げによる食材価格の高騰が顕著にみられる場合には、影響分を給食費に反映させる必要があることから、学校給食費の改定を検討・実施します。